

(証券コード 9307)
2021 年 6 月 7 日

株 主 各 位

大阪市港区福崎1丁目1番57号
株式会社 杉 村 倉 庫
取締役社長 福 西 康 人

第158回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第158回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますようお願い申しあげます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪市港区福崎1丁目1番57号 当社本店会議室
（末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第158期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第158期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金支給の件 |

以 上

◎本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sugimura-wh.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

《新型コロナウイルス感染症への対応について》

当社第158回定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

＜当社の対応について＞

- ・会場受付付近には、株主様のためのマスクとアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口で非接触型体温計により、検温を実施させていただきます。体調不良と見受けられる方には、会場へのご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・本総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

＜株主様へのお願い＞

- ・ご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主様の議決権は、ご出席いただくほかに、書面によって事前行使することができますので、是非ご利用をご検討ください。

＜ご来場される株主様へのお願い＞

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用、アルコール消毒及び検温の実施について、ご協力をお願い申し上げます。
- ・体調がすぐれない株主様はお近くの運営スタッフにお声がけください。
また、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただきます場合がございます。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ホームページにてお知らせいたします。

以上、ご理解ならびにご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、国内景気の低迷が継続しました。期央において各種政策の効果等により、一時的に消費持ち直しの兆しは見せたものの収束の方向には向かわず、通期にわたり厳しい経済情勢で推移しました。

倉庫物流業界におきましても、感染拡大の影響により一部の荷主企業からの委託物量が減少しており、今後の先行きが不透明な状況となっております。

このような情勢のもと、当社グループは高品質の物流サービスの提供による顧客満足度の向上と、業務のより一層の効率化を目指してまいりました。

当連結会計年度における当社グループの営業収益は、102億4百万円となり、前連結会計年度に比べ6千1百万円（0.6%）の減収となりましたが、営業原価は79億7千4百万円となり、前連結会計年度に比べ1億9千7百万円（2.4%）減少しました。販売費及び一般管理費は9億6千6百万円となって、前連結会計年度に比べ7千6百万円（8.6%）増加しましたが、営業利益は12億6千3百万円となり、前連結会計年度に比べ5千8百万円（4.9%）の増益となりました。経常利益は12億2千1百万円となり、前連結会計年度に比べ8千3百万円（7.3%）の増益となりました。特別利益に投資有価証券売却益2億8千2百万円を計上し、特別損失に固定資産除却損2千2百万円等を計上し、法人税等4億8千1百万円を差し引くと、親会社株主に帰属する当期純利益は9億9千5百万円となり、前連結会計年度に比べ7千1百万円（7.7%）の増益となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

①物流事業

倉庫業務は前連結会計年度に比べ化学工業品や日用品の取扱が増加しましたが、食料工業品の取扱が減少しました。運送業務は年度末での配送の取扱やオフィス移転作業などが増加しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により一部の荷主企業からの配送委託物量が減少しました。この結果、外部顧客に対する営業収益は85億8千5百万円となり、前連結会計年度に比べ6千1百万円（0.7%）の減収となりました。しかし車両燃料費や外注運送費の削減により営業原価が減少し、セグメント利益は7億4千1百万円となり、前連結会計年度に比べ3千2百万円（4.5%）の増益となりました。

②不動産事業

当第3四半期より新規物件が稼働を始めましたが、前連結会計年度後半に一部のテナントとの契約の終了があったため、外部顧客に対する営業収益は12億6千7百万円となり、前連結会計年度に比べ3千2百万円（2.5%）の減収となりました。減価償却費や租税公課が減少しましたが、セグメント利益は9億5千8百万円となり、前連結会計年度に比べ4百万円（0.5%）の減益となりました。

③その他の事業

ゴルフ練習場の入場者数は大幅な増加となりました。その結果、営業収益が2億7千万円となり、前連結会計年度に比べ増収となりました。

売電事業は営業収益がほぼ前連結会計年度と同額の8千万円となり、減価償却費が減少しましたので増益となりました。

以上により、その他の事業の営業収益は3億5千1百万円となり、前連結会計年度に比べ3千1百万円（9.9%）の増収となりました。セグメント利益は1億3千5百万円となり、前連結会計年度に比べ2千9百万円（27.3%）の増益となりました。

事業セグメント別営業収益

区 分	営 業 収 益	
物 流 事 業	8,585	百万円
不 動 産 事 業	1,267	
そ の 他 の 事 業	351	
合 計	10,204	

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました倉庫設備の維持・改修、車輛の購入、情報システムの更新等により、企業集団の設備投資等の総額は、10億3千5百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当社において運転資金に充てるため9億円を銀行より借入れました。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による国内外経済の変動やそれに伴うeコマースの急速な拡大などにより、取扱貨物や物流形態にまで大きな変化が予想されます。このような認識のもと当社グループは不動産事業の安定的収益基盤を維持しながら物流事業の基盤拡大と収益力強化に取り組み、持続的な成長を実現するため以下の課題に対処します。

- ①物流拠点の整備・構築
- ②サービス体制の充実
- ③顧客基盤・取扱貨物の拡大
- ④不動産事業の安定収益の維持
- ⑤経営基盤強化

当社の経営理念である「常にお客様ニーズを先取りし期待に応える」、「物流業務を通じて社会に貢献する」、「株主、従業員に豊さを還元する」に則り、お客様に安心安全で高品質な物流サービスを提供することで、社会から本当に必要とされる物流企業を目指します。

株主の皆様には、何卒一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第155期 2017年4月から 2018年3月まで	第156期 2018年4月から 2019年3月まで	第157期 2019年4月から 2020年3月まで	第158期 2020年4月から 2021年3月まで
営 業 収 益(百万円)	10,067	10,174	10,266	10,204
経 常 利 益(百万円)	974	1,110	1,137	1,221
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,121	940	924	995
1株当たり当期純利益(円)	69.98	58.04	56.93	61.10
総 資 産(百万円)	24,942	23,839	23,168	22,846
純 資 産(百万円)	11,853	12,525	13,096	13,841
1株当たり純資産額(円)	731.14	770.63	802.52	847.66

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年3月31日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は野村ホールディングス株式会社で、当該会社は当社株式715,000株を保有する大株主です。また、当該会社の子会社である野村土地建物株式会社は当社株式を7,542,229株保有しており、この間接保有分を合計すると当該会社の当社に対する持株比率は50.6%となります。野村ホールディングス株式会社は金融業を営んでおり、野村土地建物株式会社は不動産賃貸業を営んでおります。当社と両社の事業活動とは特に関連性はありません。

なお、野村土地建物株式会社は2021年4月1日付で野村ファシリティーズ株式会社と合併し、名称を野村プロパティーズ株式会社に変更しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
杉 村 運 輸 株 式 会 社	20 百万円	100 %	一般貨物自動車運送事業
杉 村 興 産 株 式 会 社	40	100	ゴルフ練習場

(注) 当社の連結子会社は上記の2社であります。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

区 分	主 要 な 事 業 内 容
物 流 事 業	貨物保管、荷役荷捌、貨物自動車運送及びこれに付随する業務
不 動 産 事 業	土地、家屋、駐車場等の賃貸業務
そ の 他 の 事 業	ゴルフ練習場、売電事業

(8) 主要な事業所（2021年3月31日現在）

① 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 店	大 阪 市 港 区	板 橋 営 業 所	東 京 都 板 橋 区
大 阪 港 営 業 所	大 阪 市 港 区	足 立 営 業 所	東 京 都 足 立 区
城 東 営 業 所	大 阪 市 鶴 見 区	厚 木 営 業 所	神 奈 川 県 厚 木 市
神 戸 摩 耶 営 業 所	神 戸 市 灘 区	戸 田 営 業 所	埼 玉 県 戸 田 市
神戸ポートアイランド営業所	神 戸 市 中 央 区		

② 子会社

会 社 名	名 称	所 在 地
杉 村 運 輸 株 式 会 社	本 店 ・ 本 社 営 業 所	大 阪 市 港 区
	福 崎 ロ ジ セ ン タ ー	大 阪 市 港 区
	神 戸 営 業 所	神 戸 市 灘 区
	厚 木 営 業 所	神 奈 川 県 厚 木 市
	江 東 営 業 所	東 京 都 江 東 区
	足 立 営 業 所	東 京 都 足 立 区
	戸 田 営 業 所	埼 玉 県 戸 田 市
	群 馬 営 業 所	群 馬 県 邑 楽 郡
杉 村 興 産 株 式 会 社	大 和 営 業 所	神 奈 川 県 大 和 市
	本 店	大 阪 市 港 区

(9) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減数
375 名	10 名増

(注) 使用人数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,203 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,155
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	901

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,835,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,396,110株
- (3) 株主数 5,962名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
野 村 土 地 建 物 株 式 会 社	7,542 千株	46.2 %
株 式 会 社 り そ な 銀 行	754	4.6
野村ホールディングス株式会社	715	4.4
塚 田 和 巳	235	1.4
城 見 不 動 産 株 式 会 社	206	1.3
杉 村 倉 庫 従 業 員 持 株 会	192	1.2
三 和 建 設 株 式 会 社	179	1.1
株 式 会 社 住 友 倉 庫	163	1.0
株 式 会 社 上 組	150	0.9
株式会社エース・ウォーター	116	0.7

（注）持株比率は、自己株式72,745株を除いて算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬は譲渡制限付株式であります。

・取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	30,200株	4名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員、子会社役員が有する職務執行の対価として交付されている新株予約権等の内容の概要

名 称	2016年度ストック・オプション
新株予約権の数	15個
保有人数	
当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)	1名 5個
当社の子会社の取締役	1名 10個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 15,000株
新株予約権の発行価額	1個当たり231,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2019年7月16日から2024年7月15日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、取締役の在職中及び退任後も行使可能とする。ただし、当社取締役会が、正当な理由により行使不可と決議した場合はこの限りでない。 ②新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会の承認を得たうえで、法定相続人がこれを行行使することができる。 ③その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権に関する契約に定めるところによる。

- (2) 当事業年度中に当社役員、子会社役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	柴 山 恒 晴	
代 表 取 締 役 社 長	福 西 康 人	
代 表 取 締 役 専 務 取 締 役	竹 谷 仁 彦	営業部門担当、業務部長 杉村運輸株式会社取締役
取 締 役	安 西 史 朗	管理部門担当 杉村興産株式会社代表取締役社長
取 締 役	野 瀬 光 彦	杉村運輸株式会社代表取締役社長
取 締 役	宮 川 壽 夫	大阪市立大学大学院経営学研究科教授
取締役(常勤監査等委員)	稲 井 博 文	
取締役(常勤監査等委員)	澤 田 司	
取締役(監 査 等 委 員)	吉 井 宏	株式会社鴻池組営業顧問（非常勤）

(注) ①2020年6月26日開催の第157回定時株主総会終結の時をもって、佐伯祐三氏及び西宏和氏が任期満了により取締役を退任いたしました。

②取締役宮川壽夫氏は社外取締役であり、当社は宮川壽夫氏を東京証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

③取締役(監査等委員)澤田司氏、吉井宏氏は社外取締役であり、当社は吉井宏氏を東京証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

④監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに会計監査人及び内部監査室等との十分な連携と監査等委員会の環境整備のため、稲井博文氏、澤田司氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各取締役(監査等委員)は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容（以下、報酬等の内容という。）が、当社グループの恒常的な成長と潜在的なリスクに対する実行責任に沿った健全なインセンティブとしての機能を果たすべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年1月29日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の年間限度額を決定する。社外取締役の報酬は固定報酬を支給し、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬に加え業績連動報酬を組入れる。報酬の内容は以下のとおりとする。

1. 固定報酬（基本報酬及び役員退職慰労引当金）は、職務内容から役職ごとに定められた報酬テーブルをもとに金額を決定し、基本報酬を毎月現金報酬にて支給する。
2. 業績連動報酬は、役職ごとに設定した標準額をもとに、基準業績の営業利益、当期純利益、ROE、ROAの4指標に対する達成割合に応じて決定（ただし、営業活動以外の要因で生じる一過性の損益は業績対象から除く。）し、現金報酬及び株式報酬にて支給する。
3. 株式報酬は当社の譲渡制限付株式（RS）を付与するものとし、株数は取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所市場における終値をもって算出し、取締役会において決定する。
4. 報酬の種類ごと（1～3の各報酬等）の割合（比率）は、固定報酬（基本報酬及び役員退職慰労引当金）80%、業績連動報酬（標準額）20%（うち現金報酬10%、株式報酬10%）とする。
5. 現金報酬は毎月均等額を支給し、譲渡制限付株式（RS）は毎年7月に付与する。役員退職慰労金は株主総会の承認をもって、退職後に支給する。
6. 当報酬原案は取締役会により決定するが、事前に報酬委員会の諮問を受けることが必要。

なお、取締役の報酬等の株主総会で決定される年間限度額には役員退職慰労引当金を含まない。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る報酬等の内容は報酬委員会の諮問を受け決定されており、決定方針はその内容に準じております。報酬等の内容と決定方針の整合性は取締役会で検証されており、決定方針に沿うものであると判断しております。

エ. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標について選定した理由と実績

営業利益と純利益での利益の水準に加え、保有する自己資本や総資産に対して、どれほど効率的に利益を上げたかの判断材料を加味するためにROEとROAの指標を加えております。当事業年度においては、基準とする業績(営業利益10億円、当期純利益5億円、ROE5%、ROA5%)に対し122.6%の達成率となっております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第153回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内(うち、社外取締役年額1,000万円以内)と決議されております(使用人兼務役員の使用人分給とは含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役1名)です。

また、当該報酬等の内枠で、2017年6月29日開催の第154回定時株主総会において、株式報酬の額を年額2,800万円以内、株式数の上限を年140,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役は除く。)の員数は4名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第153回定時株主総会において、年額4,800万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役2名)です。

③ 取締役及び監査等委員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職 慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	143 (3)	94 (3)	17 (—)	11 (—)	20 (—)	8 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	27 (13)	23 (11)	—	—	3 (1)	3 (2)

(注) 1. 非金銭報酬等は業績連動報酬等の一部ですが、譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式報酬であり、区別して記載しております。また、記載額は当事業年度中の費用計上額であります。

2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

3. 上記のほか、2020年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対し43百万円支給しております。

なお、この金額は、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額43百万円と同額であります。

④ 業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して報酬等の内枠で業績連動報酬等を組入れております。

当該業績連動報酬等の内容は①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。

⑤ 非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して報酬等の内枠で株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容は①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであり、その交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりであります。

(4) 社外役員に関する事項

①取締役 宮川 壽夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

大阪市立大学大学院経営学研究科教授を兼任しております。同氏は当社の親会社である野村ホールディングス株式会社の出身ですが、退社後10年以上を経過しており、これにより同社が当社の経営の意思決定に対する影響を及ぼすことは特にありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に11回開催した取締役会全てに出席しております。

ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割とそれに関して行った職務の概要

経営学の豊富な研究経験に基づき、当社経営に対して有益な提言・助言をいただくことを期待しております。取締役会において当該視点から審議に加わり、ともに、その実効性の分析評価も担っており、同会の審議の深耕と実効性の向上に寄与していただきました。

②取締役（監査等委員） 澤田 司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社との間に記載すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に11回開催した取締役会全てに出席し、また11回開催した監査等委員会全てに出席しております。

ウ．社外取締役が果たすことが期待される役割とそれに関して行った職務の概要
常勤監査等委員の立場から、当社グループの監査により踏み込んだ形で携わり、経営や業務を客観的・中立的に監査・監督していただくことを期待しております。内部監査室や会計監査人と連携し当社グループの監査に加わり、客観的・中立的な立場から有益な提言をいただきました。

③取締役（監査等委員） 吉井 宏

ア．重要な兼職先と当社との関係

当社との間に記載すべき関係はありません。同氏は当社の取引銀行のひとつである株式会社りそな銀行出身ですが、当社の借入金残高に占める割合は、特に突出しておりません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に11回開催した取締役会全てに出席し、また11回開催した監査等委員会全てに出席しております。

ウ．社外取締役が果たすことが期待される役割とそれに関して行った職務の概要
会社社員の経験に基づき、当社経営に対して独立的な立場から有益な提言・助言をいただくことを期待しております。取締役会において当該視点から審議に加わり、意思決定の適正性を確保するため必要な発言を行っていただきました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 26百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益
の合計額 | 26百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬について、必要な資料を入手し審議した結果、次の理由により同意いたしました。

- 1) 当社におけるこれまでの会計監査人の監査実績は相当である。
- 2) 会計監査人の監査計画が当社及び子会社の規模・業務を十分に考慮したものである。
- 3) 内部統制評価及びリスク検証において不合理な点がない。
- 4) 日本公認会計士協会の報酬資料及び同業他社の報酬との比較において妥当である。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認める場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会で決議した当社の業務の適正を確保するための体制の整備につきましては次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務執行は法令、定款及び社内規程の定めによるとともに、法令遵守、公正な業務運営の確保が基本である旨の社風作りを目指す。社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その下に地区・子会社による分科会を設置、コンプライアンス経営の徹底・啓発を図り、倫理教育・内部報告体制をとる。

「杉村グループ倫理規程」に「市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する。」と定め、反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。

「内部通報処理に関する規程」において、使用人等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報を受ける窓口（通報窓口）の設置を定め、不正行為等の早期発見と是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は議事録・稟議書・契約書等の文書により保存するものとし、その保存期間及び管理体制については文書簿表保存規程による。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は「杉村グループリスク管理規程」及び関連社内諸規程の定めによる。

定期的にリスクマネジメント委員会を開催し、事業の継続及び安定的発展を阻害すると想定される様々なリスクを分析し、またその対策を検討し、社内でも共有することにより、そのリスクの回避または低減を図る。また内部監査室が定期的にリスク対策等の状況を検証し、その結果を社長及び監査等委員会に報告する。

重大な損失またはその恐れが発生した場合は、社長はリスク管理責任者を指名してリスク対策室を設置し、当社の損失を早期にかつ最小限に止める措置を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

経営に係わる重要事項については社内規程に従い、経営会議の審議を経て取締役会において社外取締役も交え協議の上、執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、社長の下、業務担当取締役、各部室長が遂行し、それぞれの組織権限や実行責任者、業務手続きは社内規程による。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

杉村グループ全社を対象とした「杉村グループ倫理規程」、「コンプライアンス委員会規程」、「内部通報処理に関する規程」及び「杉村グループリスク管理規程」を設け、適切に運用するとともに次の体制を維持することにより、子会社を含む企業集団として業務の適正を確保する。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

月2回開催する経営会議において、各子会社の社長は営業報告並びに重要な取締役会決議事項の執行状況の報告を行う。

年2回開催する杉村グループ取締役（社外取締役を除く。）及び管理職による合同管理職会議において、事業結果の検証とグループ目標の明確な付与を行うとともに、グループの連帯感の維持向上を図る。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の損失の危険の管理は「杉村グループリスク管理規程」及び子会社の諸規程の定めによる。経営会議及びリスクマネジメント委員会で、子会社から事業の継続及び安定的発展を阻害すると想定されるリスクの報告を求め、そのリスク発生が当社に及ぼす損失を分析・検討し、社長はリスクの回避または低減に必要な措置を子会社の社長に指示する。

また内部監査室が子会社の内部監査室等と連携し、定期的に子会社のリスク対策等の状況を検証し、その結果を社長、監査等委員会及び子会社の社長に報告する。

子会社に重大な損失またはその恐れが発生し、当社に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、社長は当社からリスク管理責任者を指名してリスク対策室を設置し、子会社及び当社の損失を早期かつ最小限に止める措置を講じる。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

子会社の社長が経営会議に出席し、子会社の経営計画に関する事項、財務に関する事項、稟議に関する事項及びその他業務執行上で重要と認められる事項の報告を行い、社長は必要があると認める場合は子会社の社長に指示・助言を行う。

ニ. 子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「杉村グループ倫理規程」を共有して、子会社の法令遵守及び公正な業務運営の確保を図るとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会に子会社の取締役・使用人の出席を求め、子会社のコンプライアンス経営並びに倫理教育・内部報告体制を確認する。また子会社のコンプライアンス分科会を通して、子会社の使用人へのコンプライアンス意識向上の体制を確認する。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項、並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に対する事項

社長は監査等委員会より監査等委員会の職務の補助をすべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求められた場合、取締役会で補助使用人の人数地位等について審議の上決定する。

監査等委員会の補助使用人は、監査等委員会の円滑な運営及び監査の有効化を図るため、監査等委員会の指示・命令に従い、他の業務から独立して監査等委員会の補助業務を行う。またその補助使用人は、監査等委員会が必要と認める社内会議及び研修会等に出席する。

監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動考課については、あらかじめ監査等委員会の同意を求める。また、賃金その他報酬についてもあらかじめ監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決定する。

- (7) 監査等委員会への報告に関する体制

次の体制を維持して、監査等委員会への報告に関する体制を確保する。

イ。取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、監査等委員が重要な会議に出席しなかった場合、求めに応じて付議された案件等について監査等委員会に報告する。また当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、内部監査室が実施した監査の結果も監査等委員会に報告する。その他、監査等委員会から職務遂行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

「内部通報処理に関する規程」により設けられた通報窓口寄せられた情報を、窓口管理者は定期的に監査等委員会に報告する。内部調査等が行われた場合は、調査結果、是正措置及び再発防止策も随時、監査等委員会に報告する。

ロ。子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告するための体制

監査等委員は子会社の取締役会その他重要な会議に陪席することができる。

子会社の取締役及び使用人は、監査等委員が子会社の取締役会等重要な会議に陪席しなかった場合、求めに応じて付議された案件等について監査等委員に報告する。また当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、子会社の内部監査室等が実施した監査の結果も報告する。その他、監査等委員会から職務遂行について報

告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

「内部通報処理に関する規程」は杉村グループ全社を対象としている。そのため子会社の取締役及び使用人からの内部通報も当社通報窓口が受け取り、その情報は上記イと同様の扱いになる。

- (8) 内部通報等で報告をした者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

杉村グループの「内部通報処理に関する規程」に、通報者の保護を明記し、当社グループの取締役及び使用人に対して、内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わないことを周知徹底する。また、当社及び子会社は、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置をとる。

- (9) 監査等委員の職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、会社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い、支出した費用の償還、または負担した債務の債権者に対する弁済の請求があったときは、その請求に係る費用等が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにその費用、償還または弁済を処理する。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員が重要な会議、委員会に出席できる体制をとる。

議事録、稟議書、契約書等の文書は監査等委員会の縦覧に供する。

監査等委員会は必要に応じて各種会議の担当者に対して必要な調査、報告等を要請することができる。

内部監査室は、監査等委員会と緊密な連携を保持し、また、監査等委員会の要請に応じてその監査に協力する。

- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。

杉村グループの取締役全員（非常勤を除く。）と幹部社員で構成する内部統制委員会を設置し、現状の把握、不備・是正の検討、体制の見直し等を行い、適切な体制を整備する。

また、その体制の信頼性、適正性を維持・向上するため整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における内部統制システムの主な運用状況については次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款の適合性を確保するための取組み

取締役及び使用人が参加するコンプライアンス委員会において、法令及び定款遵守の実施状況、課題及び参考事例等を確認して情報の共有を行うとともに、重要事項について協議を行いました。また、同時に事業活動に悪影響を及ぼす損失の可能性のある様々なリスクを把握し、リスク低減策を策定、実行しました。

内部通報制度により、不正行為の防止及び早期発見のため当社に内部通報の専用窓口を設け、杉村グループの使用人等が直接通報することが可能となっています。また、内部通報制度の実効性及び信頼性を高めるため、杉村グループの使用人等に対しこの制度の周知に努めました。内部通報の内容は監査等委員会に報告されます。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務執行の効率性を確保するための取組み

毎月開催する経営会議において取締役の職務執行の効率性を確認し、意見交換を行って情報の共有を行いました。同会議には、重要な子会社の役員も出席し、業務執行状況の報告を受けてその職務執行の効率性を確認しました。出席した監査等委員から必要に応じ意見を求め、業務執行の遵法性の確保に努めました。経営会議の審議を経て行われる取締役会においては、社外の取締役が、独立的かつ客観的な立場から専門的な意見・提言を表明しました。また、これに加え重要な子会社の取締役会には当社の兼務取締役が出席し、必要な意見を述べました。

(3) 企業集団における業務の適正を確保する取組み

子会社を含む合同のコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会において、各社の課題と想定リスク及びそれらへの取組み状況等の報告を求め、意見交換と情報共有とともに明確な指示を行い、企業集団として業務の適正の確保に努めました。

また毎月開催される経営会議において、子会社の常勤取締役から各子会社の営業実績及び業務執行等の報告を受け、必要に応じ協議しました。また、杉村グループの常勤取締役及び幹部社員により年2回開催される合同管理職会議において、杉村グループの事業結果の検証と目標設定を共有して、杉村グループの強化を図るとともに業務の適正に努めました。

(4) 監査等委員の実効的な監査を確保する取組み

監査等委員会において、杉村グループの業務遂行状況及び監査等に関する情報の共有を図りました。常勤監査等委員は、取締役会の他、経営会議、子会社報告会、合同管理職会議、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会に出席し、必要に応じ意見を述べました。また、常勤監査等委員は会議議事録、稟議書類、契約書、伝票類の閲覧、事業所のヒアリング監査、会計監査人及び内部監査室との連携を通して監査の実効性の確保に努めました。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための取組み

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、杉村グループの常勤取締役及び幹部社員から成る内部統制委員会を年2回開催し、内部監査室が事業所において行った内部監査に基づき、内部統制の有効性を評価しました。

なお、当期においては、新型コロナウイルス感染拡大により、役職員の移動を制限又は開催規模を縮小せざるを得ない会議等については、オンラインツールの活用又は会議資料、報告書等を確認することで業務の適正性又は実効性の確保を図りました。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は剰余金の配当について、配当政策を経営の重要課題のひとつとして位置付けており、財務基盤や今後の投資計画等を勘案して、安定配当を確保しながら機動的に実施することを基本方針としております。

この方針のもと、当事業年度の剰余金の配当は、昨年12月に1株につき3円の間配当を実施し、期末配当を1株につき5円とさせていただきました。

今後も株主の皆様の期待に沿うべく、利益還元に積極的に努める所存であります。

1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

2. 記載金額には消費税は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,431,528	流 動 負 債	2,835,696
現 金 及 び 預 金	3,336,967	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	360,866
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,127,682	1年内返済予定の長期借入金	1,532,872
リ ー ス 投 資 資 産	2,821,401	未 払 金	51,601
そ の 他	149,528	リ ー ス 債 務	6,900
貸 倒 引 当 金	△4,050	未 払 法 人 税 等	255,003
固 定 資 産	15,415,338	未 払 消 費 税 等	80,130
有形固定資産	13,047,426	賞 与 引 当 金	187,342
建 物 及 び 構 築 物	7,874,987	未 払 費 用	230,248
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	452,095	そ の 他	130,729
工 具 、 器 具 及 び 備 品	152,799	固 定 負 債	6,169,687
土 地	4,521,172	長 期 借 入 金	4,932,905
リ ー ス 資 産	15,384	長 期 預 り 金	143,413
建 設 仮 勘 定	30,987	リ ー ス 債 務	11,315
無形固定資産	1,097,744	繰 延 税 金 負 債	72,698
借 地 権	295,290	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	209,818
そ の 他	802,454	退 職 給 付 に 係 る 負 債	760,175
投資その他の資産	1,270,168	資 産 除 去 債 務	35,490
投 資 有 価 証 券	869,902	そ の 他	3,870
繰 延 税 金 資 産	159,525		
そ の 他	262,126	負 債 合 計	9,005,383
貸 倒 引 当 金	△21,387	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	13,665,226
		資 本 金	2,626,869
		資 本 剰 余 金	2,420,815
		利 益 剰 余 金	8,654,310
		自 己 株 式	△36,768
		その他の包括利益累計額	171,512
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	215,414
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△43,901
		新 株 予 約 権	4,745
		純 資 産 合 計	13,841,484
資 産 合 計	22,846,867	負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,846,867

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		10,204,536
営 業 原 価		7,974,091
営 業 総 利 益		2,230,444
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		966,983
営 業 利 益		1,263,461
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	28,529	
そ の 他	45,408	73,937
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	82,720	
そ の 他	33,622	116,342
経 常 利 益		1,221,056
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	282,223	282,223
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	22,680	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	3,182	25,863
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,477,417
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	471,741	
法 人 税 等 調 整 額	9,698	481,440
当 期 純 利 益		995,977
親会社株主に帰属する当期純利益		995,977

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日残高	2,624,053	2,416,877	7,780,619	△33,822	12,787,727
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2,816	2,810	—	—	5,626
剰余金の配当	—	—	△122,286	—	△122,286
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	995,977	—	995,977
自己株式の取得	—	—	—	△27,051	△27,051
自己株式の処分	—	1,128	—	24,105	25,233
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
当連結会計年度中の変動額合計	2,816	3,938	873,690	△2,945	877,498
2021年3月31日残高	2,626,869	2,420,815	8,654,310	△36,768	13,665,226

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2020年4月1日残高	322,378	△23,213	299,164	9,305	13,096,197
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	—	—	—	—	5,626
剰余金の配当	—	—	—	—	△122,286
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	995,977
自己株式の取得	—	—	—	—	△27,051
自己株式の処分	—	—	—	—	25,233
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△106,964	△20,688	△127,652	△4,560	△132,212
当連結会計年度中の変動額合計	△106,964	△20,688	△127,652	△4,560	745,286
2021年3月31日残高	215,414	△43,901	171,512	4,745	13,841,484

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は、杉村運輸㈱及び杉村興産㈱の2社であり、非連結子会社はありません。なお、連結子会社であった杉村物流サービス㈱は清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当社と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な資産である建物及び構築物の耐用年数は15～31年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）の償却年数は、社内における利用可能期間（5年）によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員に支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に営業収益と営業原価を計上する方法によっております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象及びヘッジ方針

変動金利の長期借入金の一部について支払利息を固定化するために金利スワップを利用しております。

③ 有効性評価の方法

当該金利スワップの想定元本、利息の受払条件及び契約期間と変動金利の長期借入金の借入条件との比較など、金利スワップの特例処理の適用要件に照らして、ヘッジ有効性を評価しています。

(7) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)
を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載
しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額
を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積
りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが
ある項目は以下のとおりです。

不動産事業の有形固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

不動産事業の一部の資産グループ(帳簿価額合計536,262千円)において土地・建
物等の時価下落による減損の兆候が生じておりますが、当該資産グループから得ら
れる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価格を上回っていると判断したた
め、減損損失は計上しておりません。

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としての資産グループは、不動
産事業においては各物件単位としております。

資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会により
承認された業績予想を基礎として、安定した賃貸収益の計上、将来の資本的支出等
の事業計画、主要な資産の今後の使用見込み等を主要な仮定としており、不確実性
を有しているため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要
な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

有形固定資産	3,714,555 千円
リース投資資産	1,361,188 千円

対応する債務は次のとおりであります。

長期借入金	4,808,861 千円
(1年以内返済予定分含む)	

2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,749,807 千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 16,396,110株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2020年4月30日の取締役会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	73,382 千円
1株当たりの配当額	4円50銭
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月5日

2020年10月30日の取締役会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	48,904 千円
1株当たりの配当額	3円00銭
基準日	2020年9月30日
効力発生日	2020年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

2021年4月30日の取締役会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	81,616千円
1株当たりの配当額	5円00銭
配当原資	利益剰余金
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月8日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 35,000株 |
|------|---------|

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入れにより設備資金及び運転資金を調達しております。一部の長期借入金は、金利変動リスクのヘッジ手段として金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しておりますが、投機的なデリバティブ取引は行っておりません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、これらの管理については、売掛金滞留システムによって取引先ごとの残高、期日管理を行っており、随時、滞留状況を正確に把握するとともに、信用状況の変化にすぐに対応できる体制となっております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	3,336,967	3,336,967	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,127,682	1,127,682	—
(3) リース投資資産	2,821,401	2,864,795	43,394
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	541,903	541,903	—
(5) 支払手形及び買掛金	(360,866)	(360,866)	—
(6) 長期借入金	(6,465,777)	(6,508,173)	△42,396
(7) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについて()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額327,999千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府及び神奈川県において、賃貸用のオフィスビル、倉庫を所有しております。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	1,963,261	196,420	2,159,682	5,909,011
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	730,470	△16,392	714,077	1,621,897

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期増減額のうち、主な増加額は設備の改修工事306,543千円等によるものであります。

(注3) 当期増減額のうち、主な減少額は設備の改修に伴う除却10,854千円、減価償却による簿価115,659千円等によるものであります。

(注4) 当期末の時価は主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については自社で指標等を用いて調整を行い、合理的に算定した金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度における損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他(売却益)
賃貸等不動産	485,162	104,966	380,196	—
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	264,984	23,927	241,056	—

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておられません。なお、当該不動産に係る費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。

一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たりの純資産額 847円66銭
一株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	13,841,484千円
普通株式に係る純資産額	13,836,739千円
連結貸借対照表の純資産の部の合計額と一株当たり純資産額算定に用いられた普通株式に係る連結会計年度末の純資産額との差額	4,745千円
普通株式の期末発行済株式数	16,396,110株
普通株式の自己株式数	72,745株
一株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	16,323,365株

2. 一株当たり当期純利益金額 61円10銭
一株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	995,977千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	995,977千円
普通株式の期中平均株式数	16,302,057株

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,052,403	流 動 負 債	2,287,756
現 金 及 び 預 金	1,503,730	買 掛 金	347,798
売 掛 金	607,290	1年内返済予定の長期借入金	1,532,872
リ ー ス 投 資 資 産	2,821,401	未 払 金	44,297
前 払 費 用	23,787	リ ー ス 債 務	6,900
未 収 消 費 税 等	20,563	未 払 費 用	69,441
替 換 金	15,899	未 払 法 人 税 等	155,775
そ の 他 金	63,781	預 け 金	8,938
貸 倒 引 当 金	△4,050	賞 与 引 当 金	77,250
固 定 資 産	15,252,258	そ の 他	44,481
有形固定資産	12,898,007	固 定 負 債	6,272,117
建 物	7,572,090	長 期 借 入 金	5,432,905
構 築 物	289,841	長 期 預 り 金	143,413
機 械 及 び 装 置	326,299	リ ー ス 債 務	11,315
車 両 運 搬 具	9,654	繰 延 税 金 負 債	92,056
工 具、器 具 及 び 備 品	132,577	退 職 給 付 引 当 金	383,664
土 地	4,521,172	役員退職慰労引当金	169,403
リ ー ス 資 産	15,384	資 産 除 去 債 務	35,490
建 設 仮 勘 定	30,987	そ の 他	3,870
無形固定資産	1,058,843	負 債 合 計	8,559,874
借 地 権	295,290	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	763,553	株 主 資 本	11,555,849
投資その他の資産	1,295,407	資 本 金	2,626,869
投 資 有 価 証 券	772,028	資 本 剰 余 金	2,415,672
関 係 会 社 株 式	337,240	資 本 準 備 金	721,840
長 期 前 払 費 用	23,894	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,693,831
そ の 他 金	163,631	利 益 剰 余 金	6,550,076
貸 倒 引 当 金	△1,387	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,550,076
		配 当 準 備 積 立 金	172,000
		買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	196,387
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,181,688
		自 己 株 式	△36,768
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	184,193
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	184,193
		新 株 予 約 権	4,745
		純 資 産 合 計	11,744,788
資 産 合 計	20,304,662	負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,304,662

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		6,719,428
営 業 原 価		5,224,531
営 業 総 利 益		1,494,896
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		683,371
営 業 利 益		811,524
営 業 外 収 益		261,243
受 取 利 息 及 び 配 当 金	227,198	
そ の 他	34,044	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	83,629	114,468
そ の 他	30,839	
経 常 利 益		958,298
特 別 利 益		304,255
投 資 有 価 証 券 売 却 益	282,223	
子 会 社 清 算 益	22,032	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	22,680	25,863
投 資 有 価 証 券 売 却 損	3,182	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,236,691
法人税、住民税及び事業税	301,223	313,331
法 人 税 等 調 整 額	12,107	
当 期 純 利 益		923,360

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	配当準備積立金	買換資産圧縮積立金	繰越利益剰余金
2020年4月1日残高	2,624,053	719,030	1,692,703	2,411,734	29,143	172,000	196,387	5,351,471
事業年度中の変動額								
新株の発行	2,816	2,810	—	2,810	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△122,286
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△29,143	—	—	29,143
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	923,360
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	1,128	1,128	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	2,816	2,810	1,128	3,938	△29,143	—	—	830,216
2021年3月31日残高	2,626,869	721,840	1,693,831	2,415,672	—	172,000	196,387	6,181,688

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2020年4月1日残高	△33,822	10,750,967	318,885	318,885	9,305	11,079,158
事業年度中の変動額						
新株の発行	—	5,626	—	—	—	5,626
剰余金の配当	—	△122,286	—	—	—	△122,286
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	923,360	—	—	—	923,360
自己株式の取得	△27,051	△27,051	—	—	—	△27,051
自己株式の処分	24,105	25,233	—	—	—	25,233
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△134,692	△134,692	△4,560	△139,252
事業年度中の変動額合計	△2,945	804,882	△134,692	△134,692	△4,560	665,629
2021年3月31日残高	△36,768	11,555,849	184,193	184,193	4,745	11,744,788

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な資産である建物及び構築物の耐用年数は15～31年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しています。なお、ソフトウェア（自社利用分）の償却年数は、社内における利用可能期間（5年）によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

退職給付引当金……従業員に支給する退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により発生の翌事業年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

役員退職慰労引当金……役員に支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に営業収益と営業原価を計上する方法によっております。

5. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象及びヘッジ方針

変動金利の長期借入金の一部について支払利息を固定化するために金利スワップを利用しております。

③ 有効性評価の方法

当該金利スワップの想定元本、利息の受払条件及び契約期間と変動金利の長期借入金の借入条件との比較など、金利スワップの特例処理の適用要件に照らして、ヘッジ有効性を評価しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)
を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

連結注記表に注記した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	7,249千円
短期金銭債務	261,792千円
長期金銭債務	500,000千円
2. 担保に供している資産及び対応する債務	
担保に供している資産は次のとおりであります。	
有形固定資産	3,714,555千円
リース投資資産	1,361,188千円
対応する債務は次のとおりであります。	
長期借入金	4,808,861千円
(1年以内返済予定分含む)	
3. 有形固定資産の減価償却累計額	16,573,954千円
4. 取締役等に対する金銭債務	3,870千円

損益計算書に関する注記

1. 営業収益の内訳	
保管料	1,518,564千円
荷役荷捌料	2,067,552千円
運送料	1,546,828千円
賃貸料	1,470,999千円
その他	115,482千円
合計	<u>6,719,428千円</u>

2. 営業原価の内訳	賃借及び使用料	202, 291 千円
	荷役荷捌費	1, 399, 808 千円
	運送費	1, 471, 488 千円
	租税公課	282, 104 千円
	人件費	706, 793 千円
	減価償却費	642, 960 千円
	その他	519, 085 千円
	合計	5, 224, 531 千円
3. 関係会社との取引高	営業収益	247, 500 千円
	営業原価他	1, 900, 864 千円
	営業外収益	201, 086 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 72, 745株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	23, 638 千円
退職給付引当金	117, 401 千円
役員退職慰労引当金	51, 837 千円
減損損失	296, 871 千円
投資有価証券評価損	17, 838 千円
ゴルフ会員権評価損	64, 782 千円
その他	51, 279 千円
小計	623, 649 千円

評価性引当額 △429, 109 千円

繰延税金資産合計 194, 539 千円

繰延税金負債

リース取引に係る法人税法上の特例	△129, 472 千円
買換資産圧縮積立金	△86, 620 千円
その他有価証券評価差額金	△70, 503 千円

繰延税金負債合計 △286, 595 千円

繰延税金負債純額 △92, 056 千円

関連当事者との取引に関する注記

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	杉村運輸㈱	直接100%	当社の受託 貨物の運送 役員の兼任	運送料他の 支払	1,859,104	買掛金及び 未払費用	261,792
						長期借入金	500,000

- 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- 運送料金その他の取引条件については、第三者との通常取引と同様に決定しております。

一株当たり情報に関する注記

- 一株当たりの純資産額 719円22銭
 一株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。
 貸借対照表の純資産の部の合計額 11,744,788千円
 普通株式に係る純資産額 11,740,043千円
 貸借対照表の純資産の部の合計額と一株当たり純資産額
 算定に用いられた普通株式に係る当事業年度末の純資産
 額との差額 4,745千円
 普通株式の期末発行済株式数 16,396,110株
 普通株式の自己株式数 72,745株
 一株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 16,323,365株
- 一株当たり当期純利益金額 56円64銭
 一株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。
 損益計算書上の当期純利益 923,360千円
 普通株主に帰属しない金額 —
 普通株式に係る当期純利益 923,360千円
 普通株式の期中平均株式数 16,302,057株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 杉 村 倉 庫
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 博 信 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 入 山 友 作 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社杉村倉庫の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社杉村倉庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 杉 村 倉 庫
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 博 信 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 入 山 友 作 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社杉村倉庫の2020年4月1日から2021年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第158期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社についても、重要な会議に出席し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社杉村倉庫 監査等委員会

常勤監査等委員 稲 井 博 文 (印)

常勤監査等委員 澤 田 司 (印)

監 査 等 委 員 吉 井 宏 (印)

(注) 監査等委員 澤田司及び吉井宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、あらかじめ監査等委員会において異論のない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	しば やま つね はる 柴 山 恒 晴 再任	取締役会長
2	ふく にし やす ひと 福 西 康 人 再任	代表取締役社長
3	たけ たに まさ ひこ 竹 谷 仁 彦 再任	代表取締役専務取締役
4	あん ざい し ろう 安 西 史 朗 再任	取締役
5	みや がわ ひさ お 宮 川 壽 夫 再任 社外 独立	社外取締役

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	しば やま つね はる 柴 山 恒 晴 (1959年11月27日生)	1982年 4月 野村證券株式会社入社 2003年 4月 同社新潟支店長 2006年 7月 同社人事部長 2008年 4月 同社執行役人事担当 2010年 4月 同社常務 2011年 6月 当社代表取締役副社長 2012年 6月 当社代表取締役社長 2019年 6月 当社取締役会長(現任)	66,835株
【取締役候補者とした理由】 同氏は2012年6月に代表取締役社長に就任し、2019年6月からは取締役会長として取締役会議長を務めております。経営者としての豊富な経験を有し、今後も経営活動に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。			
2	ふく にし やす ひと 福 西 康 人 (1964年4月11日生)	1988年 4月 野村證券株式会社入社 2006年 7月 同社渋谷支店長 2009年 4月 同社京都支店長 2011年 4月 同社執行役員 営業部門 首都圏地区担当 2014年 4月 同社執行役員 営業部門 近畿地区担当 2015年 4月 同社常務執行役員 ウェルス・マネジメント・ヘッド 2016年 4月 同社常務 名古屋駐在兼名古屋支店長 2018年 6月 当社代表取締役副社長 2019年 6月 当社代表取締役社長(現任)	18,300株
【取締役候補者とした理由】 同氏は2019年6月に代表取締役社長に就任し、当社の経営の中核を担ってまいりました。今後も長年にわたって営業の最前線で培った経験をもとに当社グループのトップとしてリーダー・シップを発揮することが期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	たけ たに まさ ひこ 竹 谷 仁 彦 (1957年7月18日生)	1981年 4月 当社入社 2002年 4月 当社首都圏営業部長 2006年 6月 当社取締役 2013年 4月 当社常務取締役 2014年 6月 当社代表取締役常務取締役 2016年 6月 当社代表取締役専務取締役(現任) ＜現在の担当＞ 営業部門担当、業務部長 ＜重要な兼職の状況＞ 杉村運輸株式会社取締役	77,280株
		【取締役候補者とした理由】 同氏はこれまで各部門の要職を歴任し、現在は代表取締役専務として当社グループの経営の中枢を担っております。今後もその豊富な経験と行動力に期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。	
4	あん ざい し ろう 安 西 史 朗 (1957年7月14日生)	1981年 4月 当社入社 2006年 4月 当社経理部長 2008年 6月 当社取締役(現任) ＜現在の担当＞ 管理部門担当 ＜重要な兼職の状況＞ 杉村興産株式会社代表取締役社長	36,298株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり当社の経理・財務部門において実務経験を有しており、現在は管理部門の担当役員を務めております。業務上の専門知識と経験を活かして、当社グループに貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
5	みやがわ ひさお 宮 川 壽 夫 (1960年4月7日生)	1985年 4月 野村證券株式会社入社 2001年 9月 米国トムソンコーポレーション 株式会社入社 2007年 8月 野村證券株式会社入社 2010年 4月 大阪市立大学大学院経営学 研究科 専任講師 2010年10月 同 准教授 2014年 4月 同 教授(現任) 2015年 6月 当社取締役(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、長年にわたり金融機関で重要職務に従事し、現在は大阪市立大学 大学院経営学研究科教授として経営学分野を研究されておられます。同氏 は会社の経営に関与したことはありませんが、経営学の豊富な研究経験に 基づき、当社経営に対して有益な提言・助言を得られることを期待できる ことから、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株数を含んでおります。
3. 宮川壽夫氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再選された場合は引き続き独立役員として指定いたします。
4. 宮川壽夫氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定です。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が職務遂行中の行為に起因する訴訟を起こされた際に負担することとなる損害賠償金や訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 宮川壽夫氏は、社外取締役として本総会終結の時をもって6年となります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役吉井宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
* 西 東 久 (1958年5月6日生)	1983年 4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行 2002年 2月 同社 島本支店長 2005年 1月 株式会社りそなホールディングス コーポレートガバナンス事務局長 2005年10月 株式会社りそな銀行 九州地域 地域CEO 2008年 4月 同社 執行役員 大阪営業部長 2010年 6月 同社 常務執行役員 コンプライアンス統括部 担当兼サービス改革部担当 2010年 6月 株式会社りそなホールディングス 執行役 コンプライアンス統括部担当 2013年 4月 株式会社りそな銀行 常勤監査役 2015年 4月 りそなカード株式会社 代表取締役社長 2015年11月 当社 仮監査役 2016年 6月 当社 監査等委員である取締役 2017年 6月 当社 同 退任 2017年 6月 ディー・エフ・エル・リース株式会社 代表取締役社長（現任）	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、金融機関での会社役員や監査役としての豊富な経験を活かしていただくため、社外取締役候補者として選任しております。企業統治やコンプライアンスの側面から当社グループの経営を監視・監督していただくことを期待しております。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. *印は新任候補者であることを示しております。

3. 西東久氏は、社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏は2021年6月17日に中山鋼業株式会社常勤監査役に就任する予定となっており、同年6月28日をもってディー・エフ・エル・リース株式会社代表取締役社長を退任します。

4. 西東久氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が職務遂行中の行為に起因する訴訟を起こされた際に負担することとなる損害賠償金や訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。西東久氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。

6. 西東久氏は過去に当社の監査等委員である取締役であったことがあります。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役野瀬光彦、監査等委員である取締役吉井宏の両氏に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を支給したいと存じます。退職慰労金は、役員就任時から当社規定により職位ごとに定められた金額を引当金として計上したものを基準としており、相当であります。

なお、その具体的金額、支給の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名				略 歴
の 野	せ 瀬	みつ 光	ひこ 彦	2015年 6月 当社取締役（現任）
よし 吉	い 井		ひろし 宏	2017年 6月 当社監査等委員である取締役（現任）

以 上

株主総会会場のご案内

会場 大阪市港区福崎1丁目1番57号
株式会社 杉村倉庫 本店会議室

交通 バス 夕風バス停下車徒歩約5分
J R 大阪環状線 弁天町駅下車徒歩約20分
大阪メトロ 中央線 弁天町駅下車徒歩約20分
朝潮橋駅下車徒歩約12分

※なお、当日は駐車場の準備はいたしていませんので、あしからずご了承ください。

